

津幡町告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定した。

なお、その関係図面は、令和8年3月12日から令和8年3月25日まで津幡町役場において一般の縦覧に供する。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢田 富郎

道路種類	路線名	道路の区域		関係図面の縦覧場所
		敷地の幅員(m)	延長(m)	
町道	太田90号線	6.00~7.59	259.8	津幡町役場都市建設課